

佐久市保健福祉審議会次第

平成26年8月8日（金）

午後1時15分

佐久市議会棟全員協議会室

1 開 会

2 諮 問

（1）佐久市第6期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定について

3 審議事項

（1）佐久市第6期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定について

4 閉 会



26佐高福第145号



平成26年8月8日

佐久市保健福祉審議会長 様

佐久市長 柳 田 清 二



第6期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について（諮問）

介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療と介護の連携、生活支援サービスなどの、地域の包括的な支援・サービス提供体制を実現する取り組みを推進してきました。

第6期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025（平成37）年に向け、第6期から第9期における段階的な充実の方針を示すとともに、第5期での取り組みを発展させ、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業等について、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定が求められています。

こうした中、本市の介護保険サービス・高齢者福祉体制について定め、今後の計画推進を図るため、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定による本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

第6期介護保険事業計画 老人福祉計画 策定について

○ 計画策定の基本理念

本計画は、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念として、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」「世界最高健康都市づくりの推進」を行う施策展開をします。

○ 計画の性格と位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス料の見込を定めるとともに、第6期介護保険事業計画については、「団塊の世代」が75歳以上となる2025（平成37）年に向け、2025年度の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、第6期から第9期における段階的な充実の方針と、第6期の目指す目標と具体的な施策を計画に明らかにすることが求められています。

本計画は、「佐久市総合計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市地域福祉計画」「佐久市健康づくり21計画」「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとする。また、本計画は老人福祉法・介護保険法との調和が保たれたものとしします。

○ 計画期間

本計画の期間は3年を1期と定められており、第6期の事業計画は平成27年度から29年度となります。

介護保険法（抜粋）

第七章 介護保険事業計画

（基本指針）

第百十六条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類

ごとの見込量の確保のための方策

- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条 に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

老人福祉法（抜粋）

第三章の二 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超えない場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

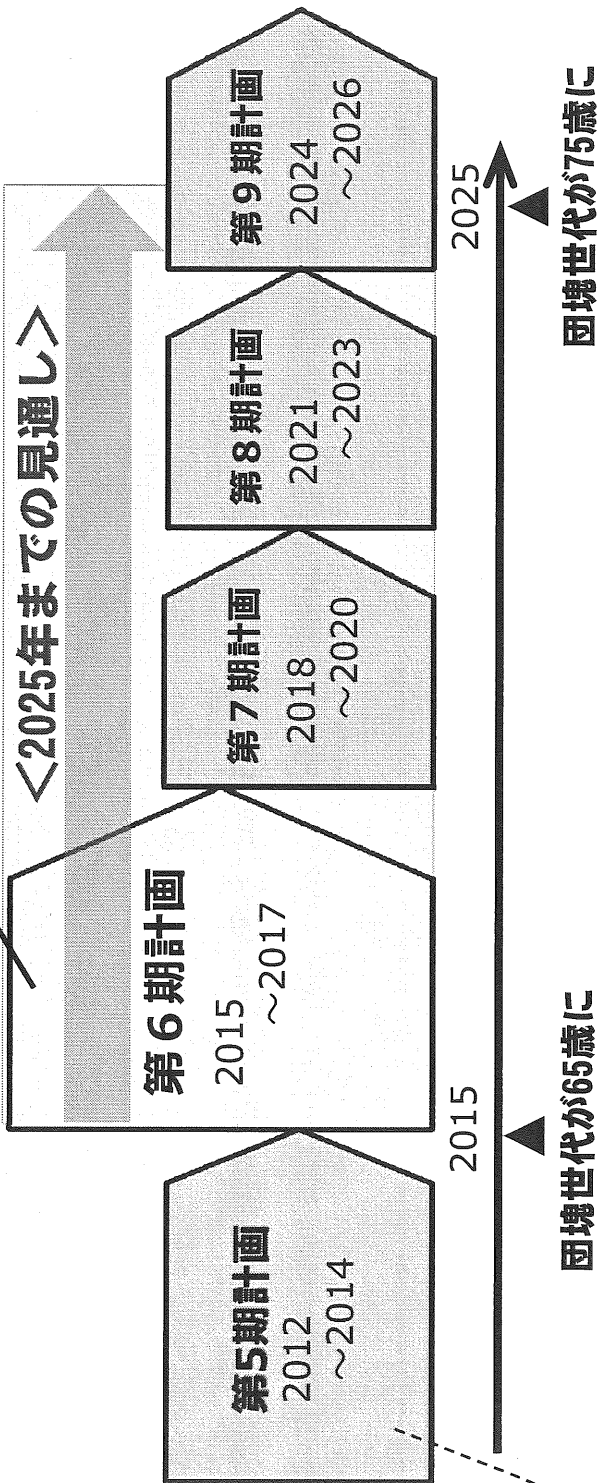
- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービスマスター・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



(参考)

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスマスターの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

第6期介護保険事業(支援)計画の主な内容


介護保険事業計画(市町村)	介護保険事業支援計画(都道府県)
○ 市町村介護保険事業計画の基本理念等	○ 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等
○ 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標	○ 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
○ 介護給付等対象サービスの現状等	○ 介護給付等対象サービスの現状等
○ 計画の達成状況の点検・評価	○ 計画の達成状況の点検・評価
● 日常生活圏域の設定	● 老人福祉圏域の設定
● 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定 認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設	● 各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設(介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)についても、必要利用定員総数の設定は可)
● 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量	● 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
● 各年度の地域支援事業の見込量	○ 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
○ 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④介護予防の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
○ 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策	○ 施設における生活環境の改善に関する事項
○ 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策	○ 人材の確保及び資質の向上に関する事項
○ 介護サービス情報の公表に関する事項	○ 介護サービス情報の公表に関する事項
○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

※ ●は必須記載事項(基本的記載事項)である。 ※「各年度」とは、平成27年度、平成28年度及び平成29年度のことである。
 ※ 保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画(医療計画、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等)との調和等の規定がある。

第6期介護保険事業計画 老人福祉計画策定スケジュール(案)

佐久市

平成26年8月8日現在

年・月	国	県	佐久市	備考
25年度			介護保険サービス事業者意向調査 要介護認定者アンケート調査 元気高齢者アンケート調査	
26年4月			アンケート調査結果集計・分析	
5			部内検討会議	
6				
7	サービス見込量の ワークシート配布	 市町村の設定作業支援	サービス見込量の設定作業	
8	基本指針改定(案) の提示(予定)		サービス見込量の設定作業 第1回保健福祉審議会 ・第6期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画 について(諮問) 第1回介護保険事業計画等策定懇話会 ・第6期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画 について ・事業計画策定スケジュール	
9			部内検討会議 サービス見込量・保険料の仮設定	
10			第2回介護保険事業計画等策定懇話会 ・「サービス見込量設定」分析結果について	
11	都道府県との調整	市町村・国との調整	部内検討会議	
12			第3回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画(案)に ついて パブリックコメント	
27年1月	↓	↓	部内検討会議 第4回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定 第2回保健福祉審議会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定 (答申)	
2				
3			介護保険条例の改正(介護保険料改定)	計画書印刷
4	第6期介護保険事業計画 老人福祉計画スタート			

第6期介護保険事業(支援)計画の策定スケジュール(予定)について

H26. 3現在
介護支援室

	国	長野県		市町村 (保険者)
		介護支援室	保健福祉事務所	
H25.12月~ H26.3月	暫定版ワークシートの配布	高齢者等実態調査	第6期前倒しの施設整備要望について 照会→方針の通知	高齢者等 実態調査
H26 6月	上旬 中旬 下旬		前倒し施設整備に関する 圏域内調整会議開催	
7月	上旬 中旬 下旬	基本指針改正案の提示 確定版ワークシートの配布	第1回計画策定懇話会(7月中旬) ・意見交換 (課題分析、今後の方向性など) 7月下旬 市町村等介護保険担当者会議	保健福祉事務所担当者会議(予定)
8月	上旬 中旬 下旬		市町村施設整備 要望の照会	・給付状況の分析 ・認定者数等の将来推計 ・介護サービス見込量の検討
9月	上旬 中旬 下旬		第2回計画策定懇話会(9月中旬) ・意見交換 (計画に盛り込むべき事項、施策など)	各圏域において保険者ヒアリング(9月中旬~) 介護支援室・保健福祉事務所
10月	上旬 中旬 下旬	国への報告 ・介護サービス見込量 国への報告(ヒアリング) ・介護サービス見込量 ・保険料試算額	施策の検討	施設整備量の 圏域内調整会議開催
11月	上旬 中旬 下旬		市町村見込量の 集計・取りまとめ	第1回とりまとめ(9月末) ・介護サービス見込量の算出 ・保険料の試算 ・保険対象外サービス見込量の算出 ・市町村計画の検討
12月	上旬 中旬 下旬		第3回計画策定懇話会(12月中旬) ・計画素案の検討	・介護サービス見込量の設定 ・保険料の算定 ・保険対象外サービス見込量の算定 ・市町村計画の検討
H27 1月	上旬 中旬 下旬	国への報告 ・介護サービス見込量 ・保険料設定額	パブリックコメント (30日間)	市町村見込量の 積み上げによる 目標値の 検討・設定
2月	上旬 中旬 下旬			第2回とりまとめ(1月末)
3月	上旬 中旬 下旬	国への報告 ・保険料確定額	第4回計画策定懇話会(3月中旬) ・計画案の検討等 県部局長会議で決定	・市町村計画の策定 ・介護保険条例の改正
4月			第6期長野県高齢者プラン (老人福祉計画・介護保険事業支援計画)スタート	第6期介護保険事業計画 スタート

※スケジュールは第5期の実績等にもとづく見込み